

出雲市人権施策推進基本方針 (第三次改定)

(案)

令和5年(2023)月
出雲市
出雲市教育委員会

第 1 章 総 論

I 基本方針改定の趣旨

昭和 23 年(1948)12 月に国際連合で採択された「世界人権宣言」では、その第 1 条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と全世界に宣言しました。日本国憲法も、その第 11 条に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」と基本的人権を保障し、第 14 条に「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とその平等性を明記しています。

世界人権宣言や日本国憲法の制定以降、人権が尊重される世界の実現のため、様々な取組が行われてきました。その結果、着実に人権意識の高揚が図られてきましたが、その一方、国際社会においては地域紛争や民族紛争、宗教対立などの激化により、世界各地で平和、人権、民主主義を脅かす様々な問題も発生しています。また、我が国においても、日本人の特性としていわれる同質性、均一性を重視しがちな傾向や、非合理的な因習にこだわる意識、心の豊かさが薄れがちな社会的風潮などにより、依然として不当な差別など様々な人権問題が存在しています。加えて、社会の複雑化、価値観の多様化、情報化等に伴い、従来あまり認識されていなかった分野においても人権意識が強く求められるようになり、時には新たな人権問題も生じる時代となっています。

このような人権をめぐる状況の中、行政はもとより、市民一人一人の努力によって、人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会をつくっていくことが重要です。

本市では、人権尊重の社会の構築をめざして、平成 20 年(2008)3 月に「出雲市人権施策推進基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定し、すべての市民の人権が尊重される社会の実現に向けて、学校や家庭、職場、地域などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進に努めてきました。

その後、人権を取り巻く国内外の状況の変化を踏まえ、平成 25 年(2013)3 月に第一次改定、平成 30 年(2018)3 月に第二次改定を行っています。

令和 3 年(2021)10 月に実施した人権問題に関する市民意識調査(以下「意識調査」という。)においては、同和問題の結婚に関する差別意識について教育や啓発の成果が見られる一方で、障がいのある人に関する認識不足や高齢者の悪徳商法などの被害、外国人と日本人互いの理解不足など、まだ様々な問題が依然として存在していることもうかがえます。さらにインターネットによる人権侵害や性的少数者(LGBTQ 等)(*1)に関する問題、ハラスメントに関する問題、そして新型コロナウイルスに起因する様々な差別など、新たな分野の課題が顕在化しています。

このため、今後とも、様々な人権問題の解決に向け、人権教育及び人権啓発のより積極的な取組が求められている状況にあります。

今回は、これまでの取組や令和 3 年(2021)に実施した「意識調査」の結果などから見えてきた成果や課題を踏まえ、平成 30 年(2018)に改定した「基本方針」の理念を継承しつつも、前回改定後の法令・計画などの動きや新たな課題への対応を含め改定を行いました。

*1 「L G B T Q」・・・下記の頭文字を取って組み合わせたもので、性的少数者の総称として用いられる言葉

L : 女性の同性愛者 (Lesbian レズビアン)

G : 男性の同性愛者 (Gay ゲイ)

B : 両性愛者 (Bisexual バイセクシュアル)

T : 身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人 (Transgender トランスジェンダー)

Q : 自分自身のセクシュアリティを決められない、分からぬ、または、決めない人 (Questioning クエスチョニング)

II 基本方針改定の背景

1 國際的な潮流

人類は20世紀に2度の世界大戦や冷戦後の度重なる局地紛争、難民発生などを経験し、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得ました。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりました。

世界人権宣言の後、国際連合（国連）は、「国際人権規約」をはじめ、多くの人権に関する条約や宣言を採択するとともに、「国際人権年」など国際年を定め、また、「国連婦人の10年」など国連の10年の活動にも取り組み、人権が尊重される世界の実現をめざしてきました。さらに、国連は、世界平和の基礎は人権教育であるとの認識のもと、平成6年(1994)の第49回国連総会で平成7年(1995)から平成16年(2004)までを「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、「人権という普遍的な文化」の構築のため、各政府に対して国内行動計画を定めることを求めました。「人権文化」とは私たちがものを感じたり考えたり行動する際に、人権という視点があたり前になる程に日常生活に浸透している状態といわれています。

現在、この精神は平成17年(2005)の国連総会で決議された「人権教育のための世界計画」に引き継がれ、その計画の第1段階（平成17年(2005)～平成21年(2009年)）は、初等中等教育、第2段階（平成22年(2010)～平成26年(2014)）では、高等教育とあらゆるレベルにおける教員及び教育者、公務員、法執行官及び軍関係者、第3段階（平成27年(2015)～令和元年(2019)）では、前2段階に加え、メディア専門家およびジャーナリスト、第4段階（令和2年(2020)～令和6年(2024)）では、青少年を対象とした研修等の取組が行われています。

その他にも、平成27年(2015)年9月の国連サミットで採択された「国際社会における2030年までの開発目標」であるSDGsは、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（パンデミック）は、差別や対立を生み、さらにロシアによるウクライナへの軍事侵攻や香港、ミャンマー、アフガニスタンにおける市民弾圧など、生命や人権の危機的な事態が世界各地で起きています。

国際社会は、人権を守るために、こうした困難をどう乗り越えていくかを問われています。

2 国・県の取組

国においては、基本的人権の尊重を基本原則とする日本国憲法が昭和22年(1947)に施行された後、国際社会の一員として、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)、「児童の権利に関する条約」など多くの国際人権諸条約を締結し、人権尊重の社会形成に努めました。

さらに、国連の「人権教育のための国連10年」決議を受けて、平成9年(1997)に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を策定しました。ここでは、あらゆる場を通じた人権教育の推進、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題などの重要課題への対応、国際協力の推進などがうたわれました。加えて、平成12年(2000)に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14年(2002)に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的、計画的な推進を図ることとしました。平成16年(2004)には国連の「人権教育のための国連10年」の最終年を迎える、その進捗状況の報告の中で「人権という普遍的文化を構築するため、さらに一層の推進に努めていく」と展望しています。

その後、国連人権理事会の勧告などを踏まえ、平成28年(2016)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障がい者差別解消法)、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、そして同年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行されるなど、人権関連の法的環境が整備され、様々な取組が進められています。

県においては、平成12年(2000)に「共生の心」の醸成と「人権という普遍的な文化」の創造を基本理念とした「島根県人権施策推進基本方針」を策定されました。そして、平成20年(2008)に第一次改定、平成31年(2019)に第二次改定を行い、引き続き、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進しています。

また、県教育委員会は、平成14年(2002)に、真に一人一人の人権が尊重される社会の実現のため、より一層充実した人権教育・啓発の取組と成果を期待して「人権教育指導資料」を作成しました。さらに平成27年(2015)には、学校教育における人権教育のあり方を明らかにし、その充実を図るため、第2集を作成しています。

3 本市の取組

本市では、総合振興計画として平成16年度(2004)末に策定した「21世紀出雲のグランドデザイン」、平成24年度に策定した「新たな出雲の國づくり計画『出雲未来図』」、そして令和4年度(2022)に「出雲新話2030」を策定しました。これに基づき、「基本方針」も人権を取り巻く社会状況等の変化に柔軟に対応するべく第三次改定を行いました。

市は「基本方針」に基づき、同和問題などの具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチに加え、法の下の平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチにより、人権尊重の意識の高揚を図り、様々な人権問題の解決に向けて取り組んでいきます。

Ⅲ 基本方針の基本的な考え方と性格

1 この「基本方針」は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「島根県人権施策推進基本方針（第二次改定）」の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定するもので、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を定め、その施策を推進するための行動計画となるものです。

また、出雲市総合振興計画「出雲新話2030」はもとより、その他関連する現在の計画等と整合性を保ち、本市で実施する諸施策における人権教育・啓発分野に係る基本的な指針となるものです。

2 この「基本方針」は、一人一人の個性や違いを尊重し、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根づき、次の世代に引き継いでいくことができるような「人権という普遍的な文化」の創造を理念とします。

3 この「基本方針」は、市民一人一人に人権の意義や重要性が知識として身に付くとともに、相手の立場に立って理解することができるよう、人権感覚が十分身に付くことをめざし、これまで取り組んできた同和教育の成果を生かしながら、学校や家庭、職場、地域などあらゆる場においてさらに人権教育・啓発が普及・浸透するよう、きめ細かい取組を推進します。

4 人権が尊重される社会の実現は、市民一人一人の不断の努力により築きあげられるものであり、すべての人権問題解決に向けた市民あげての主体的な取組を期待するものです。

5 この「基本方針」は、社会状況等の変化に柔軟に対応し、必要な見直しを行います。

第 2 章 各 論

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

市民全体の人権意識を高めていくためには、学校や家庭、職場、地域などあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進する必要があります。これにより、年齢や場面に応じた教育・啓発が行われるとともに、一人一人が受ける教育・啓発の機会が増え、人権尊重の意識が効果的に醸成されます。また差別を見抜き、差別をなくす実践力を一層高めることができます。

また、コロナ禍にあっても教育・啓発活動を推進できるよう適切な手法を常に考えていく必要があります。

1 学校等における取組

保育所、幼稚園、学校においては、教職員の人権意識の高揚と指導力の向上を図り、児童生徒（幼児を含む。以下同じ。）一人一人が大切にされる教育を推進します。そして、人権尊重の理念に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を高める指導を行い、「自分の大きさと共に他の人の大きさを認める」ことのできる児童生徒を育成します。

また、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の連携を進め、教材や指導方法の工夫、改善を図ることにより、豊かな人間性をはぐくむとともに、学習意欲や学力の向上をめざし、様々な人権課題に対する理解を深め、「いじめ」をはじめとした身近な問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的な態度を育てます。

(1) 基本的な考え方

「同和教育指導資料第19集」（平成8年（1996）3月島根県教育委員会）並びに「基本方針」に基づいて取り組んでいる同和教育を学校等における人権教育の柱として位置づけ、「島根県人権施策推進基本方針（第二次改定）」、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）（*2）」（平成20年（2008）3月文部科学省）及び「人権教育指導資料第2集しまねがめざす人権教育」（平成27年（2015）3月島根県教育委員会）の趣旨を踏まえ、次のような人権教育を推進します。

① 同和教育の成果を生かした人権教育

同和問題の解決を目的として始まった同和教育は、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消をめざす教育へ発展し、様々な人権問題をその内容として取りあげて教育、啓発してきました。これまでの同和教育の実践の中で培われてきた「理念」「方法」「教材」「研究組織」等を基本とした人権教育を推進します。

ア 「進路保障」への取組

同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の学力向上を図るとともに、進路を阻む要因を取り除き、一人一人が豊かな自己実現を図っていくような総合的な取組を行います。

イ 「差別の現実から学ぶ」基本姿勢

あらゆる人権問題について差別の実態の把握に努め、その現実から教育課題を見出し、その解決に向けた教育実践を行います。

ウ「同和教育をすべての教育活動の基底に据える」

すべての教育活動を「人権を守り、尊重する視点」と「差別をなくす意欲と実践力を高める視点」から捉え、集団づくり、授業づくり、連携づくり等をすべての教職員で日常的に行います。

②実践行動につながる人権教育

「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」には、人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながること」と記されています。

この目標を達成するために、各学校等において、児童生徒の人権に関する知的的理解を深めるとともに、自分の人権とともに他者の人権を大切にするような実践行動につながる人権感覚を高める取組を行います。

また、教職員の人権意識の高揚を図るとともに、一人一人の児童生徒の思いや願いを大切にし、すべての児童生徒の人権が保障され、安心して学ぶことができる環境づくりに努めます。

*2 「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」・・・文部科学省の調査研究機関である「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」において、学校における人権教育推進のあり方について検討が行われ、検討結果が第三次とりまとめとして平成20年（2008）3月に公表されています。また、令和3年3月には第三次とりまとめを補足するものとして、資料「人権教育を取り巻く諸情勢について」が作成されています。

（2）重点的な取組

①人権・同和教育推進体制の確立

各種研修会や同和教育啓発指導員の学校訪問等を実施し、教職員の人権意識の高揚と指導力の向上を図り、管理職のリーダーシップのもと、人権・同和教育の推進体制を確立します。

②計画的・効果的な同和問題学習・人権学習の充実

同和問題学習や様々な人権課題に関する学習を年間指導計画に位置づけます。また、学校全体で教材研究等に取り組む校内推進体制を整えるとともに研修の充実を図り、人権課題に対する自己課題化や差別解消に向けての実践化を図る授業づくりを行います。

③異校種・保護者・地域・関係機関等との連携

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校との連携のもと、発達段階に応じた人権・同和教育を系統的・計画的に実施します。また、人権・同和教育の推進に関し、保護者、地域、関係機関との連携を図ります。

④いじめの解消と不登校児童等の支援

学校等におけるいじめをなくす取組を充実させるために、人を人として大切にする人権教育を推進し、「いじめは人権侵害である」という認識のもと、いじめの未然防止、早期発見に取り組みます。いじめを認知した場合は、学校、行政、保護者が連携して、加害児童生徒への指導や被害児童生徒のケアを行い、早期の解消に向けて取り組みます。さらに、

出雲市いじめ問題対策委員会の提言を受けて、いじめ防止等の対策を強化していきます。

また、学校等と関係諸機関との連携のもと、不登校・不登校傾向の児童生徒の支援を充実させます。さらに、家庭、関係機関との連携を図り、虐待や家庭内暴力の早期発見に努めるとともに、児童生徒の心に寄り添った支援の充実を図ります。

⑤特別支援教育の充実

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥/多動性障がい）、高機能自閉症などの発達障がいを含めた障がいのある児童生徒については、一人一人の教育的ニーズを把握し、合理的な配慮を行うとともに適切な指導及び必要な支援を行い、特別支援教育の充実を図ります。

⑥啓発活動の推進

人権の大切さを訴える人権作文や人権ポスターの作成に取り組むとともに、人権作文・ポスター集「ひまわり」、人権カレンダー、人権パンフレット「こころつないで」を活用して、さまざまな人権課題の解決に向けた啓発活動を行います。

また、人権作文・ポスター集、人権カレンダー、人権パンフレットの配布や、人権・同和教育に視点を当てた授業の公開などを通して、保護者や地域住民に対する啓発活動を行います。

2 地域社会における取組

地域社会は、共同の作業や互助、親睦・交流などの日常生活を通して、善悪の判断や生活習慣などを身に付けていく学習の場であり、他者の思いに共感したり、相手の立場を尊重したりする態度をはぐくむ役割があります。しかし、近年、都市化、核家族化、高齢化、少子化などが進む中で、地域の教育力や共同体としての機能の低下が懸念されるようになりました。これに関連して、児童虐待や子どもが巻き込まれる事件の多発、高齢者を狙った犯罪などの問題が深刻化しています。さらに、地域には様々な人権課題があります。封建的な序列を重んじる慣行や習慣、昔ながらの不合理な迷信や因習、性別に対する先入観や押付、あるいは家柄や血筋を重んじる意識などの問題です。

このような中、人権にかかる諸問題の解決を図っていくためには、地域における人権課題を認識し、地域に暮らす人々の連携・協力のもと、一人一人の人権が大切にされる地域社会を築いていくことが重要です。

そこで、学校や家庭との連携を図りながら、地域社会を構成する各種の機関や事業所、地域に住む人々で組織された団体、市議会議員、国・県等の関係機関、報道機関等の相互の連携と学習活動等への参加促進に努めるとともに、幼児から高齢者にいたる幅広い層を対象に、人権問題に関する生涯を通じた学習機会の充実と啓発の推進に努めます。

（1）基本的な考え方

「同和教育指導資料第19集」（平成8年（1996）3月島根県教育委員会）、「島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）」、及び「人権教育指導資料」（平成14年（2002）3月島根県教育委員会）の趣旨を踏まえ、あらゆる差別の解消と人権尊重の精神の確立をめざし、民主的な地域づくりの基礎として人権教育・啓発を積極的に推進し、人権尊重のまちづくりを進めています。

(2) 重点的な取組

①各地区同和教育推進協議会等の活動促進

地域ぐるみの人権教育・啓発を推進するため、各地区同和教育推進協議会をはじめ、様々な推進組織による自主的・主体的な取組を促進します。

②コミュニティセンター活動の充実

コミュニティセンターは、地域での生涯学習の拠点としての位置づけに加え、地域の人づくり・まちづくりを行う総合的な拠点としての役割を持ち、生活に密着した諸問題等、地域の課題に適切に対応し、特色ある活力に満ちた地域社会を築く場であることを求められています。したがって、人権尊重のまちづくりにおいても重要な役割を担っており、コミュニティセンター職員の人権意識がより高まり、コミュニティセンターの活動すべてにおいて人権への配慮が行き届くことは、暮らしやすい地域の創出につながるものです。

こうした観点から、引き続き、コミュニティセンター職員の研修機会の確保に努めるとともに、地区同和教育推進協議会と連携を図り、人権教育・啓発に関わる事業の充実に努めます。

③学習の場の確保と各種団体の連携促進

市民一人一人をはじめ、町内会（自治会）、PTA、高齢者団体その他の各種団体において、人権に関する理解と認識を深められるよう、講演会、講座、研修会等を開催し、学習の場の確保に努めます。

また、各種団体が協力して、人権尊重のまちづくりに取り組めるよう、相互の連携促進に努めます。

④指導者の育成

人権尊重のまちづくりを進めていくためには、地域の中でその中核となる指導者が増えていくことが必要であり、引き続き研修会や講座等の実施・活用を図り、指導者の育成に努めます。

⑤人権に関する啓発と情報の提供

「広報いとも」をはじめ、多様な広報媒体を効果的に活用するとともに、啓発手法の創意工夫に努め、市民啓発の充実を図ります。

中でも、「広報いとも」に掲載している人権・同和問題啓発広報紙「みちしるべ」は、市内全戸に配布することから、一番対象が多い身近な啓発手法です。より一層紙面づくりを創意工夫し、継続して全戸配布します。

また、啓発ビデオの貸出しや、教材・資料の提供、各種研修会に関する情報の提供を行います。

3 家庭における取組

家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や人を大切にする心、善悪の判断、とりわけ人権意識をはぐくむうえで極めて重要な場です。

家庭教育においては、親をはじめ家族が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、人権感覚を持って子どもと接することが重要です。また、子育てや介護をはじめ家事などを家族で協力して分担するなど、お互いを尊重し助け合う意識づくりを進めることも大切です。

(1) 基本的な考え方

学校、地域、関係機関、各種団体等の連携を促進し、家族が人権問題を正しく理解して子どもに接することができるよう、家庭における人権教育の支援に努めます。

(2) 重点的な取組

①学習支援や啓発の推進

家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供、保護者向け人権パンフレットの配布など各種啓発の推進に努めます。

②相談・子育て支援等の事業の実施

子育てや家庭内暴力などの悩みを持つ家族に対する相談事業、子育て支援や子ども支援に関する事業などを実施します。

4 企業等における取組

企業等は、社会生活や文化に大きな影響力を持っており、その社会的責任を自覚し、公正な採用を促進するとともに、公正な配置や昇進、また、いわゆるセクハラ・パワハラ、マタハラといったハラスメント防止の取組などによる人権に配慮した職場づくりを進めるよう、一層の努力が期待されています。

令和元年（2019）6月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、労働施策総合推進法(*3)、男女雇用機会均等法(*4)、育児・介護休業法(*5)が改正されました。そして、この改正を受け令和2年（2020）6月からは職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。

令和3年の意識調査では、「過去5年くらいの間に差別や人権侵害を受けたと感じた人」のうち、「職場における待遇や上司や同僚などの言動について差別や人権侵害を受けた」と感じた人の割合が65.9%と最も高く、H28調査との比較では18.0%増加しました。また、「現在どんな人権問題に关心を持っているか」の問い合わせに対して、ハラスメントに関する問題をあげた人の割合は31.0%と、ハラスメントに関する関心が高まっています。

このため、企業等においては、ハラスメントを防止するために法律等で定められた措置を講じるとともに、引き続き計画的な周知・啓発活動が求められています。

(1) 基本的な考え方

企業等における人権尊重に関する自主的な取組を促進するため、企業をはじめ商工関係団体や農林水産関係団体等の様々な研修の場における人権教育・啓発に努めるとともに、関係機関と連携し啓発の充実に努めます。

(2) 重点的な取組

①企業等の研修活動への支援

企業等における研修活動を支援するため、人権に関する講演会や研修会等に関する情報提供や、企業等で実施される研修会への指導員の派遣等に取り組みます。

また、出雲市同和教育・啓発推進会議の企業関係の委員で構成する企業部会と連携し、職場における人権意識の高揚を図り、差別のない明るい職場づくりを推進します。

②関係機関等との連携

企業等において一人一人の能力や適性が尊重され、人権に配慮した職場環境づくりが推

進されるよう、国等の関係機関と連携し、公正な採用選考についての啓発や人権に関する各種資料の作成配布等による啓発に努めます。

*3 「労働施策総合推進法」・・・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)のこと

*4 「男女雇用機会均等法」・・・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)のこと

*5 「育児・介護休業法」・・・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)のこと

5 市職員、教職員等への人権教育の推進

(1) 基本的な考え方

人権教育の推進にあたっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対して、人権教育に関する取組を強化することが求められています。

特に、市職員及び教職員は、人権に関する責任の重大性を認識し、自覚と使命感を持って職務にあたることが重要です。さらに、地域においても、推進者の役割を果たすことが求められています。

したがって、これら関係者への研修機会の充実を図り、人権教育の推進に努めます。

(2) 重点的な取組

①市職員

市職員は、公務員としての自覚と使命感を持つとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、常に人権尊重の視点に立ってそれぞれの職務の遂行に努めることが強く求められています。

このため、本市においては同和問題を人権問題の中での最重要課題とし、毎年、すべての職員に対し人権・同和問題職員研修を行うとともに、人権・同和問題職場研修推進員による職場内での啓発推進を行っています。

市職員が人権問題を正しく認識し、それぞれの職務において人権に関わる諸問題に対して適切な対応が行えるよう、各職場に応じて、関連する人権課題について教育を充実します。

また、地域で開催される研修会等に積極的に参加し、推進者として同和教育を推進します。

②教職員

学校等においては、指導者である教職員の人権意識の高揚と指導力の向上を図り、学校全体で人権・同和教育を推進することが大切です。

そのため、本市においては、管理職や人権・同和教育主任を対象とする研修会の開催や、同和教育啓発指導員の学校訪問等により、校内推進体制の確立や指導力を高めるための研修を支援します。また、同和教育講演会や教育集会所訪問研修会等への参加の呼びかけや、出雲市へ新たに赴任した教職員等への研修を実施することで、教職員の人権意識の高揚を図ります。

③指定管理者他関係団体職員等

指定管理者については、市職員と同様の研修が行われるよう指導、助言を行います。また、関係団体等の職員についても、その監督に係る官庁と連携・協力し、人権教育・啓発の充実に努めます。

II 重要課題への対応

1 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、様々な人権課題の中でも、我が国固有の人権問題です。

昭和40年(1965)の「同和対策審議会答申」は、その前文の中で「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、さらに、「政府においては、本答申の報告を尊重し有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥すべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。」と前文の最後をしめくくっています。その後、「同和対策事業特別措置法」(昭和44年(1969))、「地域改善対策特別措置法」(昭和57年(1982))、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和62年(1987))に基づき、同和問題解決に向けた様々な取組が実施されてきました。

また、平成8年(1996)の「地域改善対策協議会意見具申」においても、「一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」と今後の取組の必要性が示されています。

そして、平成28年(2016)12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行されました。部落差別解消推進法には、部落差別の現存認識が示されるとともに、部落差別を解消するため、国や地方公共団体において相談体制の充実を図ること、教育・啓発を行うこと、部落差別の実態に係る調査を実施することなどが定めされました。

本市では、旧出雲市において、昭和55年(1980)8月に教育委員会社会教育課内に社会同和教育係を設置した後、昭和58年(1983)2月には同和教育室へ、平成3年(1991)4月には同和教育課へ組織を改め、市長部局においても昭和60年(1985)1月に同和対策課を設置し、同和対策事業による生活環境の改善を行うとともに、同和問題を解決すべき人権問題の最重要課題として位置づけ教育・啓発を推進してきました。

昭和62年(1987)に設置した出雲市隣保館では、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、生活上の各種相談事業をはじめ、研修会・講演会の開催、人権標語の募集、「隣保館だより」の発行など啓発、広報活動、各種教養講座や「隣保館まつり」開催による周辺地域住民との交流事業などの取組を行い、同和問題解決に向けて大きな役割を果たしてきました。

合併前のそれぞれの旧市・町においては、「同和問題啓発・教育基本構想」等を策定し、同和教育上の課題と取組の方向性を明らかにして、地域や学校等において同和教育を推進してきましたが、平成17年(2005)3月の二市四町の合併、平成23年(2011)10月の斐川町との合併に伴い、それまでの取組に加えて、旧市・町同和教育推進協議会の組織を出雲市同和教育・啓発推進会議に再編・統合し、推進を図ってきました。

そして、平成20年(2008)3月には、本市が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を定めた「基本方針」を策定し、すべての市民の人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題の解決、人権意識の高揚に努めてきたところです。

こうした取組により、生活環境などの実態的差別の解消は一定の成果をみています。また、令和3年(2021)に実施した「意識調査」では、「子どもが同和地区出身者と結婚することに賛成する」、「親や親せきから強い反対を受けた場合、自分の意思を貫いて結婚する」と回答した人が増え、学校及び地域社会で取り組んできた教育・啓発の成果が見られます。

その一方で、「子どもの同和地区出身者との結婚に反対の意思を示す」、「親や親せきから強い反対を受けた場合、結婚をあきらめる」という回答もあり、差別意識は依然として認められます。

さらに、「同和問題について、現在どのようなことが問題だと思うか」の問い合わせに対して、「インターネットを利用した差別的な情報の掲載」が倍増（前回12.3%、今回26.2%）しており、新たな問題が発生している状況です。

また、「出雲市に同和問題はあると思うか」の設問に対して、「ないと思う」「わからない」の回答が増加しており、同和問題の現存認識が低下していること、「基本的人権に関わる問題だから、自分も一人の市民として同和問題の解決に努力すべきである」と回答した人が半数に満たない状況が続いていること、学校や地域社会での「同和問題を解決するための教育・啓発」について「やるべきだと思う」と回答した人が6割に満たないことなど、同和問題に対する理解が低い結果となっています。

また、部落差別解消推進法を含む「人権三法」についての認知度も低いことから、今後も心理的差別の解消と同和問題解決のための自己課題化と行動化につながるよう、部落差別解消推進法の存在とその趣旨を広く市民に周知し、差別の現実に学び、同和問題を正しく理解するための教育・啓発をさらに推進する必要があります。

このほかにも、採用選考時における差別につながる問題事象や、同和問題の解決の妨げとなる「えせ同和行為(*6)」もいまだに発生している状況です。

*6 「えせ同和行為」・・・「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」という誤った意識につけてこんで、同和問題を口実にして何らかの利権を得るために「ゆすり」「たかり」等を行う行為を言います。「えせ同和行為」の横行は同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和関係者や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人々のイメージを損ね、同和問題の解決を著しく阻害するものです。日頃から同和問題への理解を深めるとともに、不当な要求に対しては容易に妥協せず、最初から毅然とした態度で対応することが重要です。

また、組織全体で対応ができる体制を築き、要求時に強要・脅迫があれば警察など関係機関に通報することが必要です。

《令和3年(2021)「人権問題に関する市民意識調査」の結果から》

- ・「あなたのお子さんの結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。」の設問に対して、「子どもの意思を尊重し、結婚に賛成する」と回答した人は73.0%（前回調査65.2%）、「親としては反対するが、子どもの意思が強ければ認める」と回答した人は23.1%（前回調査27.8%）、「家族や親せきの反対があれば結婚を認めない」

と回答した人は 2.6%（前回調査 4.9%）、「絶対に結婚を認めない」と回答した人は 1.3%（前回調査 2.0%）でした。

- ・「あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親せきから強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか。」の設問に対して、「自分の意思を貫いて結婚する」と回答した人は 76.5%（前回調査 75.3%）、「結婚をあきらめる」と回答した人は 23.5%（前回調査 24.7%）でした。
- ・「同和問題はあなたにとってどのような問題ですか。」の設問に対して、「これは同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係のない問題だと思う」と回答した人が 2.0%（前回調査 1.7%）、「自分ではどうしようもない問題だから、成り行きにまかせるより仕方がないと思う」と回答した人が 12.2%（前回調査 13.0%）、「自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う」と回答した人が 8.6%（前回調査 8.2%）、「基本的人権に関わる問題だから、自分も一人の市民として、この問題の解決に努力すべきである」と回答した人がは 43.7%（前回調査 44.8%）でした。
- ・「人権三法（部落差別解消推進法、障がい者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法）を知っていますか。」の設問に対して、「内容を知っている」と回答した人は 9.2%、「名前は知っている」と回答した人は 37.3%、「知らない」 52.3%でした。今回新たに追加した設問のため、前年比較はありません。

（2）施策の基本的方向

部落差別解消推進法では、第 1 条で「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とし、第 2 条の「すべての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との基本理念にのっとり、地方公共団体は、「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」としています。今後も、必要な事業については、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう適切に推進していきます。

また、今後の同和問題に関する差別意識の解消にあたっては、平成 8 年(1996)の「地域改善対策協議会意見具申」を尊重し、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、本市がこれまで取り組んできた経緯と、同和教育・啓発の成果を踏まえ、手法の評価や研究を加えることで、なお一層、効果的な教育・啓発などを積極的に推進します。

①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

ア学校における取組

すべての学校において、同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の連携を深め、発達段階に応じた人権・同和教育を実践します。

また、各種研修会によって教職員が豊かな人権意識を身に付けられるようにするとともに、児童生徒が同和問題を正しく理解し、その解決に向けた意欲と実践力を培う同和問題学習を計画的・系統的に実践します。

イ研修会・講演会の開催等

同和問題を正しく理解し、人間が人間を差別することの愚かさ、醜さを知り、差別は絶対に許されるものではないという認識を深める研修を実施していきます。そのた

めにも、同和問題解決を自分の問題として捉え、差別をなくす行動ができるよう、学習内容の検討と学習方法の工夫に努めます。

また、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記された「部落差別解消推進法」の存在と趣旨を、あらゆる機会を通じて広く市民に周知します。

さらに、こうした研修を実施するため、指導にあたる者自身の資質向上にも努めます。

また、家庭への啓発を推進するため、広報いともに掲載している人権・同和問題啓発広報紙「みちしるべ」も紙面づくりを創意工夫し、継続して全戸配布します。

ウ推進体制の整備

市内の多様な団体が連携・協力して教育・啓発が推進されるよう、本市の同和問題解決のための推進母体である出雲市同和教育・啓発推進会議への支援を継続して行います。

また、地域においては、コミュニティセンターとともに地区同和教育推進協議会の取組を支援していきます。さらに、学校・保育所、P T Aなどが連携し、地域をあげて一貫性のある取組を推進するため、同和教育研究指定事業を継続して実施するとともに、研究指定終了後も取組が継続するよう働きかけます。

エ人材の育成

人権意識が市民の中に広がっていくためには、差別に気付き、指摘して正すことのできる市民や、学習活動や啓発活動のリーダーとして、身近なところで活動する市民(指導者・推進者)の役割が重要です。

地域社会の中で、同和問題を解決するための指導者・推進者を育成するため、実践化につながる体系的な研修会等を開催するとともに、そうした人材の交流や連携を促進し人材の効果的な活用が図られるようネットワークづくりを推進します。

②教育・就労対策の取組

ア同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の進路保障の取組

学校において、保護者・地域・関係諸機関との信頼関係に基づく連携を図り、同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の進路保障に努めます。

また、隣保館における子ども学習会では、同和地区児童生徒一人一人が心身ともに健康で、豊かな感性や情緒を高め、自ら主体的に学ぶ意欲や態度を養い、さらに差別に立ち向かう強い意志を身に付けるとともに、進路への確かな展望をもち、将来をたくましく生きていく力を培います。

イ就労対策の取組

同和地区住民の就職の機会均等等を確保し、雇用の促進、職業の安定を図るため、関係機関と連携・協力し、雇用主に対し本人の適性と能力のみを基準とした公正な採用選考や同和問題についての啓発・研修を行います。また、就職困難者等の積極的な採用について雇用主の理解と協力を求めていきます。

ウ教育集会所活動の取組

同和地区住民の学習を促進するとともに、同和問題解決の中心的役割を担う行政職員、教職員及び社会教育関係者の人権意識の高揚と指導者、啓発者としての資質を高

めるため、差別の現実に学ぶことを目的とした「教育集会所訪問研修会」を継続して実施します。

③隣保館事業の推進

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に実施します。そこで、地域住民の実態やニーズを十分に把握し、関係行政機関やボランティア団体との連携をもとに諸問題の解決にあたるとともに、地域住民の自立支援を行います。

また、各種講座、サークル活動、文化祭などに積極的な参加を促し、住民相互の理解と交流を深め、これらの活動を通じた啓発を推進します。さらに、すべての人の基本的人権を尊重するという意識を高めるため、より幅広く住民が参加できるよう、人権学習の場を提供します。

2 男女共同参画に関する人権

(1) 現状と課題

我が国においては、日本国憲法において、法の下の平等を基本とする個人の尊厳と男女平等を旨とする基本的人権の尊重がうたわれています。また、平成11年(1999)には男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、様々な取組が進められてきました。

本市においては、平成17年(2005)に「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、併せて「男女共同参画都市宣言」を行いました。そして、平成18年(2006)3月の「出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画」(以下「行動計画」という。)の策定後、4回の改定を経て、令和4年(2022)2月に第5次行動計画を策定し、家庭・地域・職場・教育現場での男女共同参画のまちづくりを進めています。

令和2年(2020)10月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」といった固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合は71.7%となり、平成28年(2016)調査の61.7%よりも10%増加しました。さらに、10代では男女とも回答者全員が否定するなど、意識改革の成果がみられました。

各分野における男女の平等意識については、「男性が優遇されている」と回答した人は、職場では46.1%となり、平成28年(2016)調査の52.1%よりも6%減少しました。また、学校教育の場では66.2%が「平等」と回答していることから、徐々に男女平等意識が浸透してきていることが伺えますが、家庭で53.2%、地域で52.5%が「男性が優遇されている」と回答しています。

令和3年(2021)10月に実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、女性に関する人権上の問題として最も多くあげられたのが、「男女の固定的な役割分担意識」(47.9%)、次いで「社会や地域に残るしきたりや慣習」(42.1%)、「職場における採用、昇進、賃金等についての男女の差」(34.1%)の順でした。

政策方針決定の場への女性の参画に関しては、令和4年(2022)4月時点での市の審議会等への女性参画率は29.6%であり、県47.0% (令和3年(2021)4月現在)、国42.3% (令和

3年(2021)9月現在)と比べても低い状況です。

これらの状況から、家庭・職場・地域などの男女平等意識は少しづつ上昇してきているものの、固定的性別役割分担を容認する意識は根強いことから、育児・介護などにおける女性の負担感は大きく、女性の不平等感の解消には程遠いものと言えます。また、このことは、女性の社会参画が進む今日にあって、その阻害要因ともなっていると考えられます。

男女間の暴力等の問題に関しては、国において平成13年(2001)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)が制定され、保護命令制度の拡充や児童虐待とDV被害者の保護の対策強化等について改正されてきました。

これに伴い本市では、平成21年(2009)3月に「出雲市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画」を策定し、3回(内1回は延長)の改定を経て、令和4年(2022)2月に、若年層への啓発、被害者支援の充実を盛り込んだ「第4次出雲市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画」を策定しました。

また、DV被害の相談者のほとんどが女性であることから、平成16年(2004)から出雲市女性センターにおいて女性相談窓口を開設し、平成19年(2007)4月からは、専任の女性相談員を配置した「出雲市女性相談センター」を開設しました。さらに、DV被害者をワンストップで支援するため、平成21年度(2009)には市役所内に「女性のための総合窓口」を設置しました。平成31年(2019)4月からは、「出雲市女性相談センター」と「女性のための総合相談窓口」を統合した「女性相談窓口」を市役所内に設置し、DV被害者等の相談支援を行っています。DVが犯罪であるとの認識が徐々に浸透するのに伴い、相談件数は増加し、平成29年度(2017)を最高に減少傾向にありました。しかし、コロナ禍による影響も含め、昨今の社会情勢により相談者が抱える問題は複雑化しており、令和3年度(2021)は増加に転じました。より一層、継続的かつきめ細やかな対応が求められています。

DVは年齢、性別、学歴、職業などに関係なく、だれでも加害者、被害者になりうる可能性があり、広く市民に向けた防止のための啓発活動を行っていく必要があります。さらに、若い世代におけるデートDV(交際相手からの暴力)を防止するため、市内の中学生、高校生、専門学校生等へ向けた啓発に努めます。

また、令和4年(2022)には「困難女性支援法」(*7)、「AV出演被害防止・救済法」(*8)が制定されたことから、これらの法律に基づいた支援にも努めます。

*7 「困難女性支援法」・・・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)のこと。

*8 「AV出演被害防止・救済法」・・・性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和4年法律第78号)のこと。

(2) 施策の基本的方向

男女共同参画への理解は浸透しつつありますが、固定的性別役割分担意識はまだ存在しており、育児・介護等における女性の負担は依然として高い状態が続いている。

さらに、現在の新型コロナウイルス感染症の拡大により、平時からの諸課題が顕在化し、DVの深刻化、固定的性別役割分担意識に基づく家庭生活への負担増、女性の雇用や所得へ

の負の影響をもたらしています。

このような状況の中、真に心豊かで活力あるまちを創っていくためには、男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が引き続き強く求められています。

そこで、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するため、「出雲市男女共同参画のまちづくり条例」に基づく第5次行動計画において施策の基本方向を定め、「男女がそれぞれ、認め合い、支え合い、個性輝き、自分らしく生きる、喜びに満ちた出雲」（出雲市男女共同参画都市宣言）の実現をめざします。

①男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会づくり

社会の構成員の半数を占める女性の意思を公正に反映していくためには、さまざまな分野で方針決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。現在、市では、女性の参画がない審議会等が存在するため、引き続き市民への男女共同参画の意識啓発を進めつつ、市の審議会等委員の選出の際は、代表者（役職）に限らない委員選出の働きかけなどを積極的に行い、女性の参画がない審議会等を解消するとともに、男女いずれかの性が40%未満にならない委員構成になるよう努めます。

この他にも、自治協会役員等の女性参画率について数値目標を設定し、取組を進めています。

また、家庭においても、子育てや家事、介護等に対する固定的性別役割分担意識の解消のため、家庭における男女共同参画意識の普及について取組を進めます。

地域においては、今後も、市内全域で積極的、効果的に男女共同参画の地域づくりが進むよう、情報発信と講座企画を行います。地域の拠点であるコミュニティセンター職員等の企画力向上を図るとともに、市内の島根県男女共同参画サポーターとも連携して地域における男女共同参画を推進し、男女共同参画の視点に立った市民団体や女性リーダーの育成にも努めます。

事業所（働く場）においては、長時間労働削減などの働き方改革や、職場における優秀な人材確保の点からも重要とされているワーク・ライフ・バランスについて考え、推進するための啓発を行います。そのうえで、事業所（働く場）内の研修機会の確保をしてもらうよう、今後も、国・県及び関係機関と連携を強化しながら、企業が主体的にポジティブ・アクション（積極的改善措置）（*9）を推進できるよう、積極的かつ継続的に働きかけます。

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、女性を取り巻く環境の整備や支援が必要です。今後、超高齢化社会を迎える人が直面するであろう介護について、介護のために離職を選択することがないよう、介護と仕事の両立に向けた啓発を行います。また、子育て期の人は、仕事との両立を応援するため、ハローワークのマザーズコーナーの紹介等の就職支援を行い、女性が活躍できるよう取組を進めます。

教育現場においては、固定的性別役割分担意識をなくすため、子どもの頃から男女共同参画を基本とする教育を引き続き行っていくとともに、将来の社会生活や家庭生活における、それぞれの個人の尊重と責任の重要性を認識する教育を行います。

*9「ポジティブ・アクション」…社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての、男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、その機会を積極的に提供すること。

②人権が尊重され安全安心に暮らせる社会づくり

すべての人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を發揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、市民一人一人に、男女共同参画の意識を醸成していくことが必要です。

今後更なる男女共同参画意識の醸成のためにも、定期的かつ継続的に男女共同参画社会の実現について考えるきっかけづくりを提供していきます。特に、主に仕事中心の生活をしがちな男性や若い世代に対しての取組を積極的に行います。

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず、養護する子どもにも心理的外傷を与えるなど深刻な影響を及ぼすことから、DVの防止と被害者に対する支援を積極的に行っていく必要があります。

男女間のあらゆる暴力の根絶を図るために、暴力を生まないための予防啓発（中学生・高校生を中心とした若年層へのDV防止に向けた啓発）の充実を促進するとともに、出雲市女性相談窓口の相談支援体制を強化し、関係機関との連携のもと、DV被害者の自立支援にむけて適切な対応に努めます。

また、男女の心身機能の特性に応じた健診や相談、性の健康教育の充実、妊娠・出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重される取組を進めます。

③推進体制の整備

男女共同参画のまちを構築していくためには、市や市民、事業者、教育機関、地域の総合的活動拠点であるコミュニティセンター、その他関係団体等がそれぞれの責任を認識し、主体的に男女共同参画の取組を行っていくことが必要です。

市職員においても、男女共同参画の視点に立ってそれぞれの職務を遂行し、地域における男女共同参画の推進者としての役割を果たすよう、出雲市男女共同参画推進本部をはじめ、推進体制の強化に努めます。

そして、災害時における男女の人権に配慮した対応など、男女共同参画推進のための環境整備に取り組むとともに、関係団体やコミュニティセンター等との連携を密にし、市民と一緒にとなった推進体制の整備を図ります。

3 子ども

(1) 現状と課題

21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、市民すべての願いであり、子どもは人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人一人が基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の思いや願いに気づくことが大切です。

子どもの人権については、平成元年(1989)の国連総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進める目的とした「児童の権利に関する条約」が採択さ

れ、我が国も平成6年(1994)4月にこの条約を批准しました。

国内においては、昭和22年(1947)に児童の健全育成や保護を目的とした児童福祉法が制定されたほか、平成11年(1999)には「児童買春・保護に関する法律」、平成12年(2000)「児童虐待の防止に関する法律」の制定など、子どもや家庭を取り巻く環境の変化等を踏まえ、法整備と諸施策の推進が図られました。

また、平成25年(2023)に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの防止等の取組が一層推進されることとなり、平成28年(2016)の児童福祉法の改正で、子どもが権利の主体であること、その意見が尊重されること、最善の利益を優先させることが明確に示されました。

県においては、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月から子ども子育て支援制度が始まるを受け、平成27年3月に「しまねっ子すぐすくプラン（島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画）」を策定、令和2年から、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を実現していくための今後5年間の指針として、新たな「しまねっ子すぐすくプラン」が策定されました。

しかしながら、これまで様々な取組が進められてきましたが、出生数の減少は、予測を上回る速度で進行し、歯止めがかかっていない状況であります。少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などによる子育て環境の変化により、いじめ、不登校、貧困、ヤングケアラー(*10)、虐待など、子どもたちを取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。加えて、子どもや家庭をめぐる様々な課題がコロナ禍により更に深刻化しており、その影響が長く続くことが懸念されています。

特に児童虐待に関しては、相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している現状があります。このような状況から、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図る必要から、令和4年(2022)6月に児童福祉法等の一部改正が行われました。

また、国は、少子化対策を含む子ども政策を最重要課題として強力に進めるため、子ども政策の新たな司令塔「こども家庭庁」を令和5年4月に創設する予定です。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする方針が示されています。

*10 「ヤングケアラー」・・・大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行う18歳未満の子ども。

(2) 施策の基本的方向

核家族化や都市化、共働きや、離婚、別居家庭の増加、さらに少子化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。この子育て環境の変化に対応して、子どもの成長と子育てを行政だけでなく社会全体で支援し、子育て中の人やこれから子育てをしようとする人たちが、安心して子どもを生み、育て、そして子育てに夢や喜びを感じることができるようにまちづくりを進めるために、本市では平成17年(2005)2月に「いきいきこども

「プラン～いざも次世代育成支援行動計画～」の前期計画を、平成22年(2010)3月に後期計画を策定しました。この計画に沿って、関係機関・団体はもとより、家庭、学校、施設などが互いに連携・協力し、市民が一体となって子どもが健やかに育つ環境づくりを進めてきました。

このような中、国においては、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成24年(2012)に「子ども・子育て支援法」が制定され、市町村に子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務づけられました。

これに基づき、本市では、平成27年(2015)3月に「いきいきこどもプラン～出雲市子ども・子育て支援事業計画～」を策定し、令和2年3月には、第2期となる計画を策定しました。この計画では、家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者など、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が、子どもの育ちや子育て支援に対する关心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことで、子どもと親の育ちを協働で見守り支援し、子どもを安心して生み、喜びをもって子育てができる社会の実現をめざしています。

①「児童の権利に関する条約」などの理解促進

学校等においては、子どもの人権について教職員の認識を深め、児童の権利に関する条約等について発達段階に応じて児童生徒に指導するとともに、保護者への啓発を行います。また、地域においても、同条約などの内容が広く理解されるよう教育・啓発を進めます。

②乳幼児や児童への虐待防止の取組

平成28年度(2016)の児童福祉法の改正に伴い、令和元年度(2019)に出雲市子ども未来部子ども政策課内に設置した、子ども家庭相談室(出雲市子ども家庭総合支援拠点)の体制強化を図り、児童虐待に関する専門的な相談対応や継続的なソーシャルワークによる指導・助言、幼児の発達に関する相談支援及び関係機関との連絡調整等を行います。

また、子ども家庭相談室では、平成19年度(2007)に設置した「出雲市要保護児童対策地域協議会」の調整機関としての機能も担い、関係機関と連携し、児童虐待の未然防止・早期発見に取り組むとともに、要保護児童等の適切な保護や支援を行います。

また、虐待防止やヤングケアラー等に関する幅広い啓発・広報活動を通して、地域での見守りなど支援体制を進めていきます。

さらに、子どもと接する機会の多い民生委員・児童委員、保育士、教職員等虐待予防に関わる者を対象とした児童虐待予防に関する研修を継続して実施し、関係機関や地域が一体となって児童の虐待防止に取り組む環境づくりを推進していきます。

また、令和4年度の児童福祉法の改正に伴い、児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務とされたことに基づき、今後検討を進めています。

③相談支援体制の充実

少子高齢化の進行や核家族や離婚、別居家庭の増加に加え、人々のライフスタイルの変化と価値観の多様化に伴い、人ととの結びつきが薄れる中で、地域の子育て力、教育力の低下が懸念されています。

こうした現状の中、保護者が地域で安心して子育てできる環境を整えるために、地域での子育ての仲間づくりを支援するとともに、身近な相談者として、子育て経験者を地域の子育てサポーターとして養成・配置するなど、子育てに対する自信の醸成につなげ、子育

て力のアップをめざします。

また、子どもの成長・発達に不安を抱える保護者や子どもに接する保育者を支えるために、保健師や臨床心理士の資格を持つ専門職員による支援の充実を図るとともに、成長段階に応じた子どもへの切れ目のない支援のために、保健、教育、福祉等の関係分野の連携体制の推進に取り組みます。

④いじめ問題・不登校への取組

学校では、同和教育を基底に据えた教育活動を徹底し、「いじめをさせない。見逃さない。」という認識を強くもって、いじめを許さない集団づくりを行います。また、家庭・地域と連携し、いじめの未然防止・早期解消に向けた取組を展開します。

児童生徒への適切な支援を図るためにには、教職員の児童生徒理解が基本です。そこで、児童生徒理解のための研修の充実と組織的対応に向けた相談体制づくりを推進するとともに、家庭や関係機関との連携を図り、問題行動の未然防止に努めます。また、フレンドシップ事業(*11)を推進し、子どもたち自身の手でいじめをなくそうとする取組を展開します。

不登校児童生徒に対しては、教育支援センター(すずらん教室、光人塾、コスモス教室)での支援を充実させるとともに、その実態に応じて、不登校対策指導員による支援も行います。

また、出雲市子ども・若者支援センターにおいても、不登校などで悩んでいる子どもたちに対する相談体制を充実し、心のケアを図りながら、悩みごとや心配ごとの解決を共にめざします。

*11 「フレンドシップ事業」・・・学校で起こるいじめをはじめとする様々な問題について、児童生徒が自分たちの問題として捉え、主体的に解決していく集団づくりを支援するために、中学校の生徒会を中心として、平成19年度から「出雲市フレンドシップ宣言(出雲市いじめゼロ宣言)」を作成・発表するとともに、宣言を活かした取組について意見交換を行っている。

4 高齢者

(1) 現状と課題

我が国では、人口減少社会が現実のものとなっています。一方、65歳以上の高齢者人口は、年々増加しています。今後は、少子化の進展と、いわゆる「団塊の世代」の高齢化が同時に進行していくため、我が国の高齢化は今後も進んでいくものと思われます。

本市においても、令和4年(2022)3月31日現在で高齢者数は52,434人、高齢化率は30.14%と高齢化が一層進んでいます。

こうした中、高齢者に対する身体的・精神的虐待や介護放棄、経済的虐待など高齢者の人権侵害が問題となっています。また、高齢化が進む中で、認知症の高齢者も増加しています。認知症高齢者は、病気が原因で時として周囲の人が予測できない、思いがけない行動や反応を示します。そのため、偏見を持たれたり、誤解を受けることが少なくありません。記憶力や判断力が低下した認知症高齢者は、虐待や悪徳商法などの被害にあうこともあります。

(2) 施策の基本的方向

総合的な高齢者施策の方向性を示す「第8期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(令和3年(2021)3月策定)において、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活

が継続できるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に提供される「地域包括ケア」を一層推進していくこととしています。

①福祉教育、啓発活動の推進

一人一人が心豊かで健やかに暮らせる社会を実現していくためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが大切であり、学校においては児童生徒に対して、生命を尊重する心や人として大切にする心を育てたり、参加・交流型のボランティア活動などを進めたりして、実践的福祉教育を推進します。

また、誰もが長寿社会についての理解と認識が深まるよう啓発を推進します。特に、認知症高齢者については、様々な偏見や誤解が存在するため、正しい知識と理解の普及を促進します。

さらに、子ども会等との交流事業など世代間交流を促進し、相互理解や連帯感が深まるよう支援します。

②就労・生きがい対策の推進

高齢となっても、誰もが社会の一員として、役割、生きがい、ゆとりを持ちながら、積極的に社会参加できる支援体制をめざし、国・県と連携して高齢者の就労の機会確保のための啓発を進めます。また、シルバー人材センターの一層の充実や高齢者クラブの育成支援に努めます。

③認知症に対する取組

市の認知症施策の基本理念として「認知症になっても笑顔で暮らせるまちづくり」を掲げ、認知症の人やその家族を支援しています。

認知症に対する正しい理解の普及と認知症の人や家族を支援する取組として認知症サポーターの養成を進めます。

認知症予防の取組としては、身近な場所で健康づくりや介護予防に取り組む住民主体の「通いの場」の立ち上げと運営を支援します。

また、認知症カフェを増やし、認知症の本人と家族が出かけやすく、相談しやすい場を増やしていきます。令和4年3月に改定した「認知症ハンドブック」では、認知症の人への理解や地域でできることの内容を盛り込みました。こうした啓発を進めるなか、地域における本人と家族に対する支援を推進していきます。

④成年後見制度(*12)

成年後見制度の利用の必要性があっても、親族による申立てが期待できない場合には、市長による申立てを行います。また、経済的理由により成年後見制度の利用が困難な高齢者に対しては、費用の助成を行います。

少子高齢化が進み、制度の利用が必要な人が増加することで、成年後見を行う専門職の不足が見込まれています。

市では、第三者後見の担い手としての「市民後見人」を増やしていくために、出雲成年後見センター及びいづも権利擁護センターと連携しながら、市民後見人の育成と活動支援を推進します。

また、制度について広く市民に浸透するよう、市や社会福祉協議会の広報誌への掲載やセミナー開催などにより普及・啓発に努めます。

*12 「成年後見制度」・・・認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

⑤高齢者虐待への対応

全国的に高齢者虐待は増加傾向にあり、近年は、養介護施設での虐待が表面化するケースが多くなっています。虐待の要因は、家族介護状況の変化による家族介護力の低下や生活困窮、施設職員の人手不足等によるストレスなど多種多様化しています。今後も、既存のネットワークを活用し、高齢者虐待の早期発見や未然防止に努めます。また、虐待を受けた高齢者を保護するとともに、養護者の負担軽減等の虐待防止に向けた支援を行います。

⑥相談支援体制の充実

高齢者あんしん支援センターでは、高齢者の権利擁護の問題や介護予防、高齢者福祉等の諸問題について相談に応じ、情報提供や支援を行います。出雲成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談・普及啓発、制度利用の支援等を行います。

5 障がいのある人

(1) 現状と課題

国においては、平成19年(2007)に国際連合の「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)に署名し、条約の締結に向けて国内法の整備が進められてきました。

平成23年(2011)8月に障害者基本法が改正され、障がい者差別禁止の理念が明示されました。平成24年(2012)6月に「障害者自立支援法」から改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)にも、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」と明記されました。

平成25年(2013)6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)は、障害者基本法の基本理念にのっとり、「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置付けられています。また、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う「地域共生社会」を実現するため、障がいのある人への差別的取扱いの禁止と、障がいのある人から申し出があった場合には「合理的配慮」をすることなどが定められました。

これらの国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年(2014)1月、障害者権利条約の締結に至り、我が国の障がい者の人権の確立に向け、全国各地での取組の強化による障がい者差別の解消が期待されています。

さらに、令和4年(2022)5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が公布施行されました。全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するために、日常生活や社会生活を営んでいる地域に関わらず、障がい者でない者と同一の内容を同一の時点で取得できるようにすることや、デジタル社会において、高度情報通信ネットワークや

情報通信技術の活用を通じ、円滑な意思疎通を図ることができるような施策を講じるよう定められました。

本市では、障がい者や高齢者の自立や社会参加を妨げている様々な障壁（バリア）を取り除く（フリー）ための「心づくり」「地域づくり」「都市づくり」を推進するため、「出雲市福祉のまちづくり条例」（平成9年（1997）3月）を制定しています。平成30年（2018）4月には、この条例を改正し、差別の禁止と合理的配慮の提供を明記するとともに、市及び事業者の役割を新たに規定しました。

障がいのある人が住みなれた地域社会の中で自立して生活するとともに、社会に参加し、障がいのない人と同等の活動ができる社会を実現するためには、一人一人の心の中のバリアフリーの推進や障がいを正しく理解するための教育や啓発活動が不可欠です。

本市において令和3年（2021）に実施した「意識調査」で、「障がいのある人に関する人々の認識が十分でないこと」、「障がいのある人が働く場所が十分でないこと」の二つが人権について、特に問題だとする意見が多数あり、今後も継続的な啓発活動の実施が必要です。

（2）施策の基本的方向

前述のとおり、本市では「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定し、また、「障がいがあつても自らの意思決定にもとづき、必要な支援を受けながら、能力を発揮し、地域社会の構成員としてその人らしい生活ができる共生社会の実現をめざす」を基本目標とする「第6期出雲市障がい福祉計画・第2期出雲市障がい児福祉計画」（令和3年（2021）3月）を策定しています。今後もこの考えに沿って、障がい者等に対する理解と思いやりの心をはぐくむよう、教育・啓発を推進します。

①障がい者の地域生活を支えるための支援体制の充実強化

障がい者の主体的な生活を尊重し、自己選択、自己決定を支援するために相談体制の充実、強化を図り、サービス等利用計画を作成し、本人の目標に沿って総合的にサービスが利用できるように努めていきます。

また、障がい者が地域の一員として安心して自立した生活を送るためには、地域生活への移行や親元からの自立等の支援が必要です。令和3年度に一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受入と対応を行う体制を整備し、「地域生活支援拠点（ささえ愛サポート）」を開始しました。

さらに、入所施設での生活を送っている人や、社会的入院状況にある人が、地域での充実した生活を実現できるように、退院促進事業、障がい者住宅入居等支援事業を活用し、地域移行、地域定着を進めます。

②権利擁護

障がい者の財産管理や人権の問題については、いざも権利擁護センターによる障がい福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービス等を行う日常生活自立支援事業の活用や、成年後見制度の利用支援実施など、積極的な対応を図ります。

平成24年（2012）10月に設置した虐待防止センターにおいては、引き続き障がい者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援等に努め、関係機関と連携した虐待防止体制を構築します。

また平成28年（2016）4月に設置した障がい者差別相談センターにおいても、障がいを理由とする差別に関する相談窓口として、障がい者差別の事案に適切に対応するための相

談体制の充実に取り組みます。

③就労機会の拡大

障がい者就業・生活支援センターとの連携や障がい福祉サービスである就労移行支援、就労定着支援の利用などにより一般就労を推進するとともに、障がい者雇用の機会の拡大を図ります。また、一般就労に結びつかない場合も、福祉的就労の機会の拡大、工賃アップを図ります。

④「ノーマライゼーション(*13)」の理念の普及啓発

障がい者差別解消前講座の実施や、あいサポート運動を推進し、様々な障がいの特性や障がい者が困っていること、必要な配慮などへの理解を深めるための啓発に取り組みます。

「障がい者週間」、「人権週間」、「精神保健福祉普及運動」を中心に、総合福祉芸術文化祭「はあとピアいすも」の実施、障がい者や関係団体及び県と連携して、「心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター」募集など各種啓発事業を実施し、障がい者との交流により、ノーマライゼーションの一層の定着を図ります。

*13 「ノーマライゼーション」・・・障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現すべきという考え方。

⑤福祉教育・特別支援教育の推進

市内の中学校において、子どもたちが障がい者福祉について学ぶとともに、障がい者との地域での交流やボランティア活動など福祉教育を通して、障がい者に対する理解と認識を深めます。

また、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥/多動性障がい）、高機能自閉症などの発達障がいを含めた障がいのある児童生徒については、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の充実を図ります。さらに、障がいのある児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無や個々の違いを認めつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成をめざすため、インクルーシブ教育システム(*14)の構築を図ります。

*14 「インクルーシブ教育システム」・・・障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。

《出雲市における障害の表記について》

出雲市では、平成20年(2008)9月1日から、市が作成する文書等について、「障害」という言葉が「人」や「人の状況・状態」を表す場合は、「害」をひらがな表記し、「障がい」と表記することとしています。本基本方針においても、この取扱いによりひらがな表記することを原則としています。

なお、法令条例等や、団体、施設の名称等の固有名詞は、従来どおり「障害」と表記しています。

6 外国人

(1) 現状と課題

本市は、国際交流・国際理解の推進のため、サンタクララ市（アメリカ）、漢中市（中国）、エビアン市（フランス）、カラヨキ市（フィンランド）、ダンレアリー・ラスダウン市（アイルランド）の5都市を国際姉妹友好都市として交流を展開してきました。

また、市内には数多くの民間国際交流団体があり、それぞれが個性的な国際交流活動を行っているところです。

今、我が国は、本格的な少子高齢化が進展し、人口減少時代を迎えてます。一方、企業・経済活動のグローバル化、深刻化する人手不足に対応するための新たな在留資格の創設等により、国境を越えた「人」の移動がより活発になってます。

本市でも近年、市内事業所の外国人雇用により外国人住民が大幅に増加し、令和4年（2022）3月末時点の外国人住民は38カ国4,805人で総人口に占める割合は2.76%となり、5年前（3,126人）の1.5倍、10年前（1,807人）の2.7倍と急増しています。

また、本市に居住する外国人住民の在留資格は、永住者や定住者など就労活動に制限のない在留資格の方が約85%、また5年以上本市に住み続けている外国人住民の割合も約40%と定住化の傾向にあります。

このため、公立小中学校では日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加し、県・市が協力し、教員や指導員等を増員するなどの対応をしています。

また、公立幼稚園でも入園前に体験入園や保護者説明を実施し、入園後に日常生活や教育活動のサポートが必要な場合は、保育補助員を配置しています。

外国人住民が、地域で共に暮らす時代を迎え、生活のあらゆる場面において、外国人への偏見や差別意識が解消され、国籍などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていく「多文化共生（*15）社会」の実現が求められています。

本市では、年々増加する外国人住民にずっと住みたいと思ってもらえるよう、平成28年（2016）6月に「出雲市多文化共生推進プラン」を策定しました。令和2年（2020）6月にはプランを改定し、言葉や文化、価値観の多様性が進む中、コミュニケーションを促進しながら、日本人、外国人がともに暮らしやすいまちづくりを進めていくこととしています。

*15 「多文化共生」・・・国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

（平成18年3月総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より）

(2) 施策の基本的方向

外国人住民を取り巻く状況の変化を踏まえ、引き続き国際交流や多文化共生に取り組み、外国人の人権を守る施策に取り組みます。

第2期出雲市多文化共生推進プランでは、めざしていく出雲の将来の姿を「多様性を認めあい みんなでつくる 多文化共生のまち」としています。外国人住民と同じ地域に暮らす住民として、相互に理解し、共に支え合い、多様性と包摂性のある社会の実現をめざします。

① 差別意識解消のための教育・啓発の推進

社会教育や学校教育の場はもとより、職場における研修など、様々な場を通じて外国人住民に対する偏見や差別意識解消のための教育・啓発活動を行います。

また、地域住民が外国人住民と共生していくために、国際交流や多文化共生に取り組む団体や国・県等の関係機関等とも連携を図りながら、多文化共生の意識啓発を行います。

ヘイトスピーチに関しては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の制定を踏まえ、教育・啓発活動に取り組みます。

②多文化共生の地域づくりの推進

外国人住民を地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、日本人と同様に行政サービスを享受し、安心して生活ができるように環境を整備していくことが必要です。

日本語の理解が十分でない外国人住民のコミュニケーション支援として、保健、医療、福祉、防災などの行政情報を多言語、やさしい日本語で提供します。この他、日本語教室を開催するボランティア団体への支援を行い、日本語学習の機会を充実させます。

また、外国人住民が地域社会で孤立することのないよう、人の交流やつながり、助け合いを促す取組を行い、外国人住民の地域社会への参画を促進します。

令和2年(2020)以降、新型コロナウイルス感染症の影響で日本語教室の休講や各団体の事業が中止となり、学習や交流の機会が減少しました。今後、デジタル技術が一層進展する中で、国際交流や多文化共生の推進にあたっては、ＩＣＴを積極的に活用したり、対面とオンラインのミックスなど、新たな形での取組を検討する必要があります。

③外国人のための相談体制の充実

特に増加しているブラジル人の支援のため、ポルトガル語通訳・翻訳者及びブラジル国際交流員の任用を行うとともに、さらに多くの言語に対応するため、多言語電話通訳サービスや通訳翻訳機を導入し、行政サービスにおける言葉の支援を引き続き実施します。

また、公益財団法人しまね国際センターと連携をとり、ボランティア通訳の紹介や出前相談会の実施により課題の解決に取り組みます。

このほか、法務省が設置している「外国語人権相談ダイヤル」をはじめとする各種相談情報をソーシャルネットワーク等により周知します。

7 患者及び感染者等

(1) 現状と課題

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、患者及び感染者等に対する偏見や差別意識が生まれ、様々な人権問題が生じています。

ハンセン病患者は、平成8年(1996)に「らい予防法」が廃止されるまで、療養所への強制隔離等が行われるなど、患者本人や家族、親族まで偏見による差別を強く受けました。医学的な技術の発展により、治療法が確立され完治すること、感染力がきわめて弱く通常の生活を送る限り感染しないこと、遺伝はしないことなど明らかになっています。このことからも、一層の正しい知識の普及と啓発活動が必要となっています。

エイズは、医学的な解明が進み、感染力が弱いことや限られた感染経路であることから予防が可能のこと、また、H I V感染者であっても治療技術の進歩により、発症が抑制できることなどがわかってきてています。現状では、エイズに対する正しい医学的知識の普及・啓発

がまだまだ不十分なため、患者や家族に対する偏見や差別など、人権上の問題が生じています。

特にH I V感染者やエイズ患者については、医療拒否、就職や入学の拒否、解雇に至るなどの不利益を受けることがあります、通常の生活を送る限り、いたずらに感染を恐れることはないことを啓発していかなければなりません。

また、感染症や難病等の疾患を有する患者も、正しい医療知識の不足から、就職・就業差別、結婚問題等の人権上の問題が生じています。医学的な知識や対応方法について関係機関と連携し、迅速かつ正確に情報提供する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の発生においては、未知のウイルスに対する恐れから感染された方やその家族、医療従事者等への誹謗中傷や差別的行為が生じました。今後、未知の新興感染症が発生・流行した際に差別的行為が生じないよう、感染症に関する正しい知識の普及啓発により偏見、差別意識を解消していく必要があります。

そして、患者が病状や治療について説明を受ける権利や主体性を持って治療を受ける権利（インフォームド・コンセント(*16) やセカンドオピニオン(*17)）など、患者の人権と主体性を尊重した医療のあり方も求められています。

*16 「インフォームド・コンセント」・・・医師が患者に対し、病状や治療目的、危険度などを十分に説明し、同意を得てから治療などを行うこと。

*17 「セカンドオピニオン」・・・自分の病状や治療方針について主治医以外の医師の意見を求めるのこと。

(2) 施策の基本的方向

どんな病気であっても、患者及び感染者やその家族ということによって、人は差別されではありません。病気に対する正しい知識の普及をめざし啓発活動を推進し、患者の人権に配慮した医療が行われるよう啓発に努めます。

①正しい知識の普及

感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の趣旨に沿って、感染症等に関する正しい知識の普及や情報の提供などに努め、誤解や偏見、差別意識の解消を図ります。特に若い世代に対しては、学校等と連携し、H I V感染症や性感染症についての教育・啓発を進めます。

②患者一人一人を尊重した医療の実現

出雲市立総合医療センターなどにおいて、「診療情報の提供等に関する指針」や「出雲市個人情報保護条例」に基づき、患者情報の適切な管理を行うとともに、個々に応じたインフォームド・コンセントやセカンドオピニオン体制が整うよう努めます。

8 多様な性に関する人権（性的指向・性自認）

(1) 現状と課題

「性的指向」とは、恋愛感情や性的意識がどの性に向くのか、またどの性に向かないのかを示す概念です。そして、性の指向は人によって違い、一様ではありません。

また、「性自認」とは自己の性をどのように認識しているかを示す概念で「心の性」ともいいます。自分の性をどのように認識するかは人それぞれ違います。

しかし、恋愛感情や性的意識の対象を同性や両性とする人や、性の自己認識と生物学的な

性とが一致しない人等は、偏見や差別のまなざしで見られることが多く、男女の区分や異性愛を前提とした社会の中では、周囲の理解が不足しているため生きづらさを感じ、いじめや差別の対象となるなど、様々な問題に直面しています。

このような性的指向や性自認に関わるL G B T Q等の当事者は、日本において、人口の約8%(*18)であると推定されています。

また、「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」のアルファベットの先頭の文字を取って「S O G I」と表現することができます。これは、すべての人の多様な性的指向や性自認のあり方が保障されるべきという考えに基づいています。

平成24年(2012)に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、自死の恐れが高い層として「性的マイノリティ」が言及され、平成29年(2017)の「自殺総合対策大綱」には、重点施策として「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する」等が挙げられています。

平成31年(2019)に世界保健機構(WHO)は、医療機関での診断や治療を必要とするけがや病気などの国際的なリスト「国際疾病分類」を改訂し、「性同一性障害」について、これまでの「精神障害」の分類から除外し「性の健康に関する状態」として分類され、その名称は「性別不合」に変更されました。

令和元年(2019)の「労働施策総合推進法」の改正により、職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)防止のための雇用管理上の措置が事業主に義務付けられ、職場におけるパワハラに該当する例として、相手の性的指向・性自認に関する言動や性的指向・性自認に関する望まぬ暴露であるいわゆる「アウティング(*19)」の禁止が規定されました。

このように、我が国においては、解決すべき問題であるという提起が繰り返しなされていますが、異性愛を前提とした社会であり、「男性と女性が結婚をして子を産むこと」を重視する風潮が根強く、差別解消に向けた取組が進みにくいのが現状です。

また、令和3年(2021)に市が実施した「意識調査」においても、性的少数者(L G B T Q等)の人権上の問題について、52.5%の人が「性的少数者(L G B T Q等)の問題に対する理解が足りないこと」と回答していることからも、市民に対する啓発を強化していく必要があります。

*18 公益財団法人人権教育啓発推進センターの啓発資料「性の多様性を考える(平成29年3月発行)」による

*19 「アウティング」・・・本人の許可なく、他の人に公にしていない性的指向・性自認等の秘密を暴露すること

(2) 施策の基本的方向

① 地域社会に対する取組

多様な性のあり方への理解を深め、偏見や差別につながらないよう、関係各機関や民間団体等とも連携して、各種講演会や研修等の開催、啓発資料の配布等、広く市民への啓発を行います。

② 学校における取組

性的指向・性自認等について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知します。

また、多様な性のあり方について理解や認識を深めるため、児童生徒の発達段階に即して、性の多様性を尊重する教育の充実を図るとともに、誰もが自分の性のあり方を尊重され、自己実現を図っていくことができるための支援体制の充実に努めます。

9 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及は、利用者に大きな利便性をもたらす反面、発信者の匿名性、情報発信の容易さなどインターネットの持つ特性により、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

令和3年(2021)に実施した「意識調査」の結果では、関心のある人権課題について、「インターネットによる人権侵害」をあげる人の割合が38.6%（前回調査29.8%）と関心が高まっています。

また、「インターネットによる人権侵害について、どのようなことが問題だと思いますか」という設問で最も多かった回答は、「他人を誹謗中傷する投稿があること」の67.1%でした。

国は、平成14年(2002)に、インターネットでプライバシーや著作権の侵害があったときにプロバイダが負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)を施行し、これに合わせて「プロバイダ責任制限法名譽毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成することにより、重大な人権侵害事案に関しては、法務省人権擁護機関が直接プロバイダ等に書き込みの削除を行うようになりますなど、個人情報の適正な取扱いの徹底や被害者の迅速な救済に向けた法整備を進めています。また、平成26年(2014)には、プロバイダ責任制限法の特例及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。

令和4年(2022)には、インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることから、「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)が成立し、侮辱罪の法定刑が引き上げられました。

(2) 施策の基本的方向

①学校教育における取組

インターネットとの正しい関わりについて、人権教育の中で取り上げ、教育・啓発を行います。また、児童生徒の発達段階を踏まえながら、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できることなどの情報モラル教育を推進します。

②人権侵害拡大の防止と情報モラルの啓発

インターネット上で、誹謗中傷、個人の名誉やプライバシーの侵害、偏見や差別を助長する情報の発信等がないよう人権侵害拡大の防止に努めるとともに、インターネットの特性とその影響を認識し、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解が深まるよう啓発に努めます。

10 様々な人権課題

①犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」）は、犯罪の直接的な被害だけでなく、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、周囲の人々の無責任なうわさ話や報道機関の取材による精神的な被害等、様々な二次的被害に苦しんでいる状況があります。

平成17年(2005)には、犯罪被害者等基本法が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。県では、平成18年(2006)に施行した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」において、犯罪被害者等支援の推進を図ることとしています。

こうした状況を踏まえ、関係機関との連携を図り、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、犯罪被害者等の支援に努めます。

②刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、根強い偏見や差別意識があり、本人に更生の意欲があったとしても、就職や居住などの面で社会に受け入れてもらえないなど、現実は極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

こうした状況を踏まえ、平成28年(2016)12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、犯罪をした人等の社会復帰や再犯防止に関する啓発についての施策を講じることが定めされました。この法律に基づき本市では、令和4年(2022)3月に「出雲市再犯防止推進計画」を策定し、就労、住居、保健医療、福祉、修学、啓発の重要課題に取り組むこととしています。

刑を終えて出所した人たちが地域社会の一員として円滑な社会生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人の社会復帰が阻まれたり、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発に努めます。

③プライバシーの保護

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、個人のプライバシーを最大限保護することが必要です。

しかし、近年の情報通信社会の進展に伴い、様々な分野で個人情報を利用したサービスが提供され、社会生活が大変便利なものになっている反面、個人情報の取扱いやプライバシーの侵害に対する不安が高まってきました。

このような状況を踏まえ、個人の権利利益を保護するために、国においては、平成17年(2005)に「個人情報の保護に関する法律（平成27年(2015)一部改正）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を全面施行されました。本市においても、市が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めた「出雲市個人情報保護条例」を同年

に施行しました。

今後も、これらの法令等が守られるよう周知、啓発に努めるとともに、個人の権利利益の保護を図っていきます。

④「きつねもち」迷信差別

出雲地方には、家筋や血筋にこだわりを持つ「すじの問題」がみられます。なかでも、「きつねもち」という家筋で結婚差別をする特有の迷信差別が根強く残っており、大きな人権問題となっています。

このことは、「意識調査」において、きつねもちの家という理由で結婚に反対することに、「当然」、「仕方ない」と回答した人が約3割を占めていることからも、依然として差別が存在していることがわかります。

「きつねもち」迷信差別とは、江戸時代中期ごろ、農村部において貨幣経済の浸透から、階層分化が起こり、急激に裕福になり、資産を持ち、農村社会で支配権を持つようになった人たちを、没落した農民がねたみ、「きつねを使って財産を増やして金持ちになった」という言い方で排除、非難し、かつ抵抗し始めたことから起こったものとされています。

こうしたことから、「きつねもち」の家筋という全く根拠のない迷信が、排除と差別として、農村社会に根づいたものとされています。

したがって、こうした合理的理由や科学的根拠のない「きつねもち」迷信差別について、その成り立ちや背景を学ぶことが大切であり、早期解決を図るため、市民の正しい理解と認識を深め、自分たちの問題として取り組めるよう啓発活動に取り組みます。

さらに、差別を温存・助長する原因となる、古くから社会に存在する様々な迷信や因習についても、決して鵜呑みにせず、合理的な考え方のもとに正しく理解し行動することにより、差別の解消に繋げていくよう啓発を進めます。

⑤アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心とした地域に古くから住み、独自の文化や生活様式をはぐくんできました。しかし、明治政府によって、アイヌ独自の言葉や文化、信仰、生活習慣の一切を禁止する同化政策が行われ、その独自の文化が失われてしまいました。

平成9年(1997)に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され、アイヌの人々の民族としての誇りを尊重する権利を保障しています。また、平成20年(2008)には、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。

その後、令和元年(2019)に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施行の推進に関する法律」では、アイヌであることを理由とした差別の禁止について規定されるとともに、国の責務等が明確化されました。

こうした法律や決議の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消をめざして啓発に努めます。

⑥北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮に拉致された日本人は、平成14年(2002)に帰国が実現した5名を含む日本政府が拉致被害者と認定している17名のほか、北朝鮮の拉致の可能性を排除できない人は令和4年(2022)8月5日現在で871名にのぼります（警察庁ホームページ掲載）。

国においては、平成18年(2006)に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、問題の解決に向け対処しており、地方自治体においても国民世論の啓発を図るよう求められています。

このため、国や県と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発に努めています。

⑦ホームレス状態の人の人権

失業や疾病による収入の減少、貧困、借金など、様々な事情からホームレスになることを余儀なくされ健康で文化的な生活を送ることができない人々がいます。

平成14年(2002)に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が10年間の時限法として施行され、平成24年(2012)6月に5年間、平成29年(2017)6月に10年間、その期限が延長されました。平成25年(2013)には、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定され、また、毎年ホームレスの実態に関する全国調査が実施されています。

令和3年(2021)の全国調査における島根県の実態では、ホームレスと確認できた人は0人となっていますが、これまで生活困窮者の自立支援や生活保護制度による支援を行っており、今後も市内のホームレスの実態把握に努め、必要な個別支援、相談対応等を行うとともに、様々な人々の生活を支援するため、関係機関との連携を図り、地域福祉等の推進に取り組みます。

⑧人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応

国際連合において、平成12年(2000)に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）が採択されています。

我が国においても、風俗営業所等が雇用している外国人に、売春を強要するなど反社会的行為が発生しており、刑法の人身売買罪や売春防止法及び入管法違反及び入管法違反（不法就労助長罪）等で検挙される事件が後を絶ちません。

こうした人身取引を撲滅することが国際的に重要な課題であり、我が国が受入れ国として非難されている現状について、市民への啓発に努めるとともに、被害者からの相談や保護を求めやすい環境づくりを推進します。

⑨日本に帰国した中国残留邦人とその家族

中国残留邦人は、昭和20年(1945)当時、中国の東北地方(旧満州地区)に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から、終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた人で、帰国までに長期間を要したことから、多くの人が、言葉、生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面することになりました。

このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族については、地域社会における早期自立の促進及び生活の安定を図るとともに、その正しい認識と理解を進める啓発を行います。

⑩災害と人権

平成23年(2011)3月11日に発生した東日本大震災では、避難所においてプライバシーが守られないことのほかに、災害時に迅速、的確な行動がとりにくく被害を受けやすい被災者について十分な配慮がされていないことが問題となりました。

また、福島第一原子力発電所事故により、非難を余儀なくされた人々に対して、根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなども社会問題化しました。

大規模な豪雨や台風などの自然災害が多発する中、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊娠婦、外国人等の配慮を要する者について、避難時や避難所において様々な課題に配慮した取組が必要となっています。

被災者の視点に立った施策を推進し、災害時にもすべての被災者の人権が尊重される環境づくりを進めていくとともに、風評被害や差別の防止に係る人権教育・啓発活動の推進に努めます。

⑪その他の人権課題

その他この基本方針に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

III 施策の推進

1 推進体制

この「基本方針」の推進にあたっては、市役所担当課で構成する庁内連絡会や、各課に配置している人権・同和問題職場研修推進員を中心とした推進体制を整備し、市政のあらゆる分野で人権教育及び啓発を推進するとともに、人権情報の収集・共有、啓発・研修の実施、及び人権問題に関する調査・研究などを総合的・効果的に推進するため、先進事例等を調査し、推進体制の強化に努めます。

また、出雲市同和教育・啓発推進会議をはじめ、各地区同和教育推進協議会等の様々な推進組織において、個別の人権問題に即したこれまでの取組に加えて、すべての人の基本的人権を尊重するという普遍的視点からの推進が図られるよう教育・啓発に努めるとともに、これらの推進組織との連携・協力のもと、人権尊重の社会の構築をめざします。

さらに、地域の中で人権教育・啓発の中核的な推進役を担えるような指導者の育成を図ります。

2 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、市民一人一人の学習や行動とともに、社会全体の取組が必要であり、国・県・市の行政機関はもとより、地域を構成する学校、P T A、関係機関、団体、企業等がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携していくことが重要です。

そのため、今後とも国・県の施策と連携するとともに、人権問題の解決をめざす多くの民間団体や企業、ボランティア組織、自主的な学習グループなどに対して研修教材や情報の提供などの支援を行い、人権教育・啓発の効果的な推進を図ります。

3 推進状況の調査・検討等

この「基本方針」の実効性を高めるため、庁内連絡会において各分野の取組状況について調査・検討を行うとともに、「意識調査」を5年ごとに実施し、その取組の成果を調査・分析します。

また、「基本方針」は概ね5年後に見直しを行うこととしますが、社会状況によっては、これにかかわらず見直しを行います。

出雲市人権施策推進基本方針の施策体系



